

2019年5月21日

各位

株式会社 鳥取銀行

保険新商品の取扱開始について

株式会社 鳥取銀行（頭取 平井 耕司）は、2019年5月20日（月）より、新たに下記の保険商品の取扱いを開始いたしましたのでお知らせします。

当行では「お客さま本位の業務運営方針」に基づき、お客さまへの適切な提案と情報提供や、多様なニーズにお応えするために商品ラインアップなどの充実に努めております。

このたび取扱いを開始した「プレミアカレンシー・プラス2」は、運用する通貨・期間を選択し、満期時の資産残高が外貨建てで確定している個人年金保険です。「みんなにやさしい終身保険」は通貨と組入割合を選択し、契約時から一時払保険料を上回る死亡保険金をご家族等に残すことができる終身保険です。

当行は今後も、お客さまの多様なニーズにお応えすることで、「未来への変革に挑み、お客さま・地域との共通価値を創造する銀行」を目指してまいります。

記

○商品概要

商品名	プレミアカレンシー・プラス2
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社
商品分類	通貨指定型個人年金保険
契約通貨	米ドル、豪ドル、(※) ユーロ (※) 取扱休止中
一時払保険料	100万円（1万契約通貨）以上9億円相当額まで
運用期間	3年、5年、6年、10年
契約年齢	[3年]0～87歳、[5年]0～85歳、[6年]0～84歳、[10年]0～80歳
商品の主な特色	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨で運用することで、円よりも相対的に高い金利の享受が期待できます。 ・ 契約時に積立利率、満期金（年金原資額）が外貨建てで確定します。 ・ 円換算の目標値を設定することで、契約日から1年経過以後、目標到達状況を毎営業日判定し、到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、円建ての終身保険に移行します。
諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約初期費用 ご契約の締結に必要な費用として、基本保険金額に運用期間に応じて2.5～6.0%を乗じた額を、契約時に一時払保険料から控除します。 ・ 保険契約関係費等 ご契約の維持等に必要な費用、死亡給付金に関する費用、積立利率保証期間更新時の費用、年金の支払管理に関する費用等は契約者の

	<p>負担となります。詳しくは注意喚起情報をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨のお取扱いにかかる費用 <p>通貨を換算する場合、所定の為替レートを適用します。為替レートには、為替手数料が反映されており当該手数料は契約者の負担となります。</p>
為替リスクについて	<p>この商品は外貨建のため、「ご契約時の為替レート」と「死亡給付金や解約返還金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡給付金や解約返還金等の円換算額が、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料（円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）・死亡給付金・解約返還金等を下回り、損失が生じることがあります。</p>

商品名	みんなにやさしい終身保険
引受保険会社	T & D フィナンシャル生命保険株式会社
商品分類	無配当終身保険
契約通貨	円貨コース、通貨分散コース（円貨と米ドルまたは豪ドル）
一時払保険料	300万円以上6億円以下（上限は年齢により異なります）
契約年齢	50～95歳（円貨コースは80歳まで）
商品の主な特色	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の告知なしでお申込いただけます。 ・（円貨コース）ご契約時に死亡保険金額、解約払戻金額が確定します。 ・（通貨分散コース）通貨と組入割合（外貨25%または50%）を選択することで、為替変動を抑制しつつ、ふやすことも期待できます。 ・死亡保険金額はご契約時に一時払保険料を上回り、5年後、10年後にも増加します。※通貨分散コースは為替変動の影響を受けるため、一時払保険料を下回る場合があります。
諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・契約初期費用、保険契約関係費等 <p>ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持等に必要な費用、死亡保険金に関する費用、年金の支払管理等に必要な費用等は契約者の負担となります。詳しくは注意喚起情報をご覧ください。</p>
為替リスクについて	<p>通貨分散コースの場合は外貨建資産を含むため、「ご契約時の為替レート」と「死亡保険金や解約返戻金等の受取時の為替レート」に差が生じることにより、死亡保険金や解約返戻金等が、一時払保険料を下回り、損失が生じることがあります。</p>

【ご注意事項】

- 保険商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 保険商品は保険会社を引受会社とする商品で、当行は保険契約締結の媒介をおこないます。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまとの他のお取引に影響を与えることはありません。
- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、事前にお客さまから書面により同意をいただいた上で、当行とお客さまのお取引に関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について必要な範囲において利用する場合があります。また、当行取扱の保険商品をご契約いただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知り得た情報を必要な範囲において銀行業務に利用する場合があります。
- ご契約の際には「契約概要・注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」にて内容を説明させていただきます。商品の仕組み、商品内容について十分ご理解の上、ご自身でご判断ください。
- 法令等の定めにより、法人のお客さまを契約者とする個人年金保険の募集に際し、お客さまが当行のご融資先である場合、または当行にご融資をお申し込み中の場合につきましては、保険募集ができないこととされております。
- ご契約に際しては、必ず生命保険募集人資格を持つ募集人にご相談ください。

【その他のご注意事項】

- 当資料は、ニュースリリースとして鳥取銀行が作成した資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載されている各事項は、作成時点でのものであり、予告なしに変更する場合があります。

以 上

《本件に関するお問合せ先》
ふるさと振興本部（佐貫）・経営統括部（高橋）
TEL0857-37-0228・0260